

平成25年度 第10回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年9月6日（金）午前10時～12時15分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について

報告第1号 2013年度給与勧告等に関する要求書について

5 議事の公開・非公開

報告を公開とし、議案を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

2 議案第2号

平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 報告第1号

2013年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。



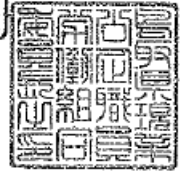
2013年9月2日

鳥取県人事委員会
委員長 曾我紀厚 様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 三浦 敏



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長 上田 英樹



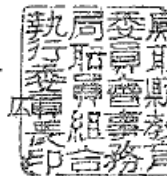
鳥取県教職員組合
執行委員長 前田 厚彦



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 中 康昌



鳥取県教育委員会事務局職員組合
執行委員長 大川 泰



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 安住 博幸



地方独立行政法人
鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 寺田 直文



全日本自治団体労働組合鳥取県本部
執行委員長 本川 博孝



2013年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会の、私たち鳥取県で働く地方公務員労働者の給与・労働条件改善に向けたご努力に敬意を表します。

さて人事院は、8月8日、月例給及び一時金を据え置く一方、給与制度の総合的見直しについて検討を表明する報告を行いました。

貴委員会は、この勧告等を参考に2012年度鳥取県給与勧告等に向け、現在検討を進めておられることと思います。その際、地方公務員の労働基本権制約の代償機関としてある貴委員会の機能を十分に発揮し、私たち鳥取県で働く地方公務員労働者が置かれている現状を十分踏まえ、下記要求事項の実現に向け最大限の努力を払われますようお願いいたします。

記

1. 勧告・報告について
 - (1) 民間賃金実態に基づき公民較差を精確に把握し、勧告制度の下で鳥取県で働く地方公務員労働者のあるべき賃金を勧告すること。
 - (2) 国家公務員給与改定・臨時特例法による給与引き下げ措置、地方交付税削減による各地方自治体の給与削減を前提とした勧告、もしくは報告を行わないこと。また、国家公務員の給与減額特例措置に準じた削減については、人事委員会としての見解を示すとともに、国に対して給与削減特例措置を直ちに終了するように求めるなど適切な対応を行うこと。
 - (3) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
 - (4) 非常勤職員、および臨時的任用職員の処遇改善に関わって、勧告時の報告を含め、任命権者を指導するなど可能な対応を行うこと。
 - (6) 給与、一時金の改定日を統一すること。
2. 賃金、諸手当、賃金に係る諸制度の改善について
 - (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人材確保のため、給与水準を全国水準に合わせて改善すること。
 - (2) 人材確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を確保すること。
 - (3) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。
 - (4) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表との整合を図ること。
 - (5) 教育職給料表の統合については、労使協議を十分に尊重すること。
 - (6) 介護休暇後の昇給復元措置を、育児休業後の措置と同等にすること。
 - (7) 労働組合専従退職者の復職時昇給調整を3/3とすること。
 - (8) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
 - 1) 交通機関等を利用している場合、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
 - 2) 自家用車を利用している場合、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
 - (9) 扶養手当における配偶者とその他の扶養親族の格差をなくし、扶養順位による支給とすること。また、教育加算額を引き上げること。
 - (10) 月45時間超の時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
3. 新たな高齢者雇用施策について、雇用と年金の接続を確実にを行うため、65歳までの段階的定年延長を実現するため意見の申出を直ちに行うこと。

また、無年金であること踏まえ、当面、希望者が再任用されること、再任用職員の給与設定については、退職時の7割以上の賃金を確保するなど、現場の実態に即した制度運用がなされるよう、任命権者に対して必要な対応をとること。
4. 臨時・非常勤職員の処遇改善について
 - (1) 通年的に雇用される定数外職員の特別休暇を、定数内職員と同等とすること
 - (2) 学校現場における臨時的任用職員を雇用する際、再雇用を前提とした空白期間を設けないこと。

5. 休暇制度の改善について

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
 - 1) 現在1疾病180日間のクーリング期間について国に合わせて短縮すること。
 - 2) メンタル疾患に関する休暇期間を180日へ延長すること。
- (2) 介護休暇の取得可能期間を1年に延長すること。
- (3) 育児時間を1日2回120分に延長し、小学校就学前までに拡充すること。
- (4) 自己啓発のための休業制度の取得要件を緩和すること。
- (5) 高齢者部分休業制度を速やかに制度化すること。
- (6) 不妊治療にかかる特別休暇を制度化すること。また、現行の病気休暇での適用基準を示すとともに取得しやすい環境を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
- (7) 臨時的任用職員の休暇制度を拡充すること。あわせて、非常勤職員の休暇制度を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。

6. 職場環境の改善について

- (1) 適正な人員配置や増員、業務の見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう任命権者を指導すること。
- (2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策、労働災害の防止策を講じるよう管理職の責任を明確にして労安体制の確立をするよう任命権者を指導すること。
- (3) セクハラ、パワハラが発生しないよう、任命権者への指導を含め、積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について、指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。
- (4) 育児休業、及び育児のための短時間勤務等について、臨時・非常勤職員を含めて制度を十分に活用できるよう、引き続き周知と取得しやすい職場環境の整備を図るとともに、「第3次男女共同参画計画」及び「新成長戦略」（2010年6月18日閣議決定）に基づき、2020年までに男性の育児休業取得率13%を達成できるよう、実効ある具体的促進策を講じること。
- (5) 退職者の職場復帰支援策を改善すること。また、離職者の再採用制度を創設すること。
- (6) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。
- (7) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な福利厚生制度の整備を任命権者に指導すること。

7. その他の労働条件の改善について

- (1) 公務職場への外国人の採用を促進するとともに、2013年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、障がい者雇用の促進を図ること。そのため、任命権者への指導を含め必要な措置を積極的に行うこと
- (2) 不服申し立てや措置要求等において、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。

8. 上記の要求項目については、労働組合と十分交渉、協議を行い、合意に基づいて進めること。

【質疑】 委員

本年春又は昨年秋の要求内容と比べ、内容等に目新しいものはあるか。

事務局

概ね例年どおりの要求内容で、職員団体から提出された春の要求内容も踏まえたものとなっている。職員団体として、本年特に力を入れておられる要求項目もある。

本年春及び昨年秋の要求事項に対する当委員会の回答を踏まえ、また、今後予定している職員団体との意見交換の内容も勘案し、回答案を整理していくとともに、勧告・報告内容も検討していきたい。

なお、要求項目に関連して、他県の状況等確認するものについては、最新の状況を随時確認していく。また、次週人事委員会の開催に併せ、委員には学校現場の視察もお願いしている。当該視察結果も踏まえ、意見をいただければと考えている。

委員

了解した。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年9月11日（水）午後1時から開催することとした。